

令和3年10月29日

市内認可保育園利用の
保護者の皆様へ

廿日市市福祉保健部こども課長

災害時等における保育施設の臨時休園について（通知）

近年、全国各地で発生している自然災害等へ対応するため、厚生労働省から、児童、保護者、保育従事者の生命や身体の安全を守るため、臨時休園の実施基準を策定するよう要請があったことから、本市の基準を次のとおり定めました。

今後、市から大雨の際に「警戒レベル5（緊急安全確保）」が発令された時は、市内全園休園、「警戒レベル4（避難指示）」が発令された時は、一部の園で休園、台風及び地震の際も休園する場合がありますので、ご利用の施設が休園となるケースについてご確認ください。

避難情報発令時等における対応について

気象	判断基準（午前6時の時点で決定）	休園対象等
	市の発令（市ホームページ、安全・安心メール）	
大雨	警戒レベル5（緊急安全確保）	【全園休園】
	※気象庁情報：警戒レベル5相当（大雨特別警報等）	
	警戒レベル4（避難指示）	【一部の施設で休園】 ※裏面参照
	警戒レベル3（高齢者避難等）	【登園自粛要請】
気象	判断基準（前日に決定）	休園対象等
台風	午前7時から午後7時までの間に、本市が台風による暴風域（風速25m以上）に入ることが気象庁の情報から確実視されるとき	【全園休園】
気象	判断基準（発生後に決定）	休園対象等
地震	震度5強以上の地震が発生し、施設が運営困難と判断したとき	【該当の施設で休園】

担当：保育グループ

電話 30-9154